



令和元年度の地方公共団体における 「ゆう活」の取組について



令和元年6月28日

総 務 省

地方公共団体における「ゆう活」の取組①

平成30年度の実施結果

- 都道府県： 47団体（朝型勤務 40団体、定時退庁促進 6団体、※その他取組 1）
- 政令指定都市： 20団体（朝型勤務 11団体、定時退庁促進 7団体、※その他取組 2）
- その他の市区町村： 572団体（朝型勤務 138団体、定時退庁促進 392団体、※その他取組 42）

※その他取組（ゆう活の趣旨に即した取組）例

・時差出勤制度の実施、超過勤務を朝に実施、20時一斉消灯の実施、幹部職員による巡回、所属別の時間外勤務縮減目標の設定 等

実施団体による評価

- 家族と過ごす時間が増えた、育児に積極的に参加できた
- ワークライフバランスに対する意識を高めるきっかけとなった
- 終業時刻を意識し、効率的な業務執行につながった
- 早期退庁しやすい雰囲気ができた
- 時間外勤務が縮減した

【課題】

- ・窓口業務等には一定の人数の配置が必要
- ・夕刻における通常勤務職員の負担が増加
- ・空調・システム稼働時間等の執務環境の整備
- ・職場の事業内容や職員構成による参加者の偏り等

地方公共団体における「ゆう活」の取組②

令和元年度における「ゆう活」実施の要請等

1 「地方公務員における女性活躍・働き方改革推進のためのガイドブック改訂版」にて事例を紹介 (H31.3 地方公共団体に周知)

(例) 朝型勤務の実施、係を超えた人員配置及び応援体制の構築 等

2 「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組を行うよう依頼 (R1.5.17公務員部長通知)

- 「ゆう活」は、多くの団体から時間外勤務の縮減に効果があるとの評価がなされている
- 時間外勤務縮減は、職員の心身の健康維持や過労死等の防止はもとより、質の高い行政サービスを提供するためにも重要
- 長時間労働の是正を始めとする働き方改革について地域社会をリードする役割をご認識いただきたい
- 未実施の団体にあっては、地域の実情に即しつつ、まずは実践していただきたい

令和元年度の実施予定

➤ 都道府県：47団体 政令指定都市：20団体 その他の市区町村：659団体

令和元年度の地方公共団体の取組予定

「ゆう活」の取組（昨年度の取組から工夫した点・充実した点等）

（1）職員が「ゆう活」に取り組みやすいような工夫（実施期間・対象の拡大など）

- 朝型勤務のパターンを拡大（2パターン⇒4パターン）、実施期間の拡大（7月～9月⇒6月～10月）
- 対象職員の拡大（本庁と一部出先⇒変則勤務職場を除く全所属）
- 申請期限の緩和（1週間前まで⇒前日まで）など、実施しやすいよう工夫
- 会議等は16時15分以降は行わないことをさらに徹底

（2）窓口職場・交代制勤務職場での実施

- 夕方の窓口等対応職員の確保と時差勤務希望者の意向を調整するためのミーティングを励行
- 勤務予定表を活用し、最低限必要な人員を確保するよう調整
- 所属長が職員のゆう活利用希望日や、窓口の状況を把握した上で、窓口対応に支障が出ないよう調整して実施

（3）その他

- フレックスタイム制度の始業時間について、朝に広く設定（朝6時15分から始業可能 通年実施）
- 1時間の年次休暇取得による早期退庁を奨励
- 管理職員が「イクボス・温かボス」宣言を行い、休暇の取得や定時退庁を促進しやすい職場の雰囲気醸成 等

定時退庁促進の取組（主なもの）

- プレミアムフライデーに合わせ、毎月最終金曜日を「一斉定時退庁日」に設定
- 毎週水曜日を定時退庁日（ノー残業デー）とし、全職員のパソコンに定時退庁を促すメッセージを一斉配信
- 勤務時間終了後15分以内の一斉消灯（緊急の場合等やむを得ない場合は、所属長が部長の了承を得る）
- 16時以降の業務依頼の原則禁止
- 各部局の幹部職員が職場巡回し定時退庁を促す 等

職員に対して「ゆう活」の積極的な実施を促しているこれまでの事例

岐阜県

「ゆう活」の実施通知に併せて「昨年度朝型勤務を実施した職員の声」を送付

【掲載例】

- 通勤ラッシュを避けることができ、渋滞に巻き込まれることなく通勤できた。
- 屋外での業務を早朝に行うことで、熱中症等の危険を回避することができた。
- 管理職が実施することで、早い時間に決裁を回し始めるなど、勤務時間内に仕事を終わらせる意識付けができた。
- 勤務時間終了後に、自己啓発や農作業などプライベートを充実させることができた。

長野県

県庁職員のポータルサイトに「ゆう活コーナー」を設置し、夕方時間を活用する様々な催しを紹介

【掲載例】

- 県立図書館で、館長の解説を聞きながら信州の歴史や暮らしを学ぶ講座
- 健康運動指導士による、健康づくりのためのスロージョギング講座
- 県庁職員によるテニスサークルの会合

福島県矢吹町

職員に対し「タイムマネジメント研修」を実施

【対象者】管理職と管理職以外の職員（階層別に分けて実施）

【研修内容】●「ゆう活」の意義・目的

- 限られた勤務時間で効率的・効果的に仕事を進めるための優先順位の考え方

■ゆう活

概要

- 政府が展開している「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」を実践し、夏の時期に「朝型勤務」や「フレックスタイム」を推進して、夕方早くに職場を出る取組を地方公共団体で実践するものです。
- ゆう活の取組にあわせて早く帰れるように、業務効率化の取組もあわせて検討するようにしましょう。
- ゆう活の実施方法は様々です。各団体に合った方法を検討してみましょう。

事例

静岡県南伊豆町：朝型勤務の実施（職員数127名）

■係を超えた人員配置・応援体制

事例

京都府木津川市：主事・主任クラスを課付で配置（職員数499名）

事例

北海道新十津川町：グループ制の導入（職員数99名）

※その他、AI・RPAの活用事例や、業務プロセス全体の分析・見直しを通して、再設計を図るBPR(ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)による業務改善策を紹介

「令和元年度の「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」の実施について」の概要

（令和元年5月17日付け総務省自治行政局公務員部長通知）

- 長時間労働の是正を始めとする働き方改革は、官民や国地方を問わず、我が国の重要な政策課題。
- 職員の長時間労働の是正やワークライフバランスの推進について地域社会をリードする役割を果たしていただくため、「ゆう活」や「ゆう活」の趣旨に即した取組に積極的に取り組んでいただきたい。

（略） 長時間労働の是正を始めとする働き方改革は、官民や国地方を問わず、我が国の重要な政策課題となっておりますが、「ゆう活」を実施した団体からは、「職員の士気向上や業務効率化、時間外勤務縮減につながった」などの評価がなされています。

こうした時間外勤務縮減は、職員の心身の健康維持や過労死等の防止はもとより、質の高い行政サービスを提供するためにも重要なものであります。

このため、各団体におかれては、職員の長時間労働の是正やワークライフバランスの推進について地域社会をリードする役割を果たしていただくため、下記の事項に留意のうえ、「ゆう活」や「ゆう活」の趣旨に即した取組に積極的に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。併せて、職員の時間外勤務縮減に向けた取組をより一層推進していただくようお願いします。（略）

1. 「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組の実施について

（1） 令和元年度の「ゆう活」の取組について、これまで未実施であった団体にあつては、地域の実情に即しつつ、まずは実践されたいこと。また、これまでに実施した団体にあつては、昨年度までの実施結果を踏まえ、更に充実した取組を実施されたいこと。（略）

2. 「ゆう活」を契機とする職員の時間外勤務縮減及び年次休暇の取得促進について

時間外勤務縮減や年次休暇取得促進等についても、時間外勤務命令の上限設定等を踏まえ、「ゆう活」と併せて積極的に取り組んでいただきたいこと。（略） 計画表の活用、業務の計画的遂行、応援体制の整備等により、職員が年次休暇を取得しやすい環境作りに努めていただきたいこと。

3. 職員の心身の健康維持について

時間外勤務の縮減は、職員一人ひとりが心身ともに健康な状態で職務に従事することや過労死等の防止にも繋がるものであることから、職員が家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持ち、健康で豊かな生活ができるよう積極的に取り組んでいただきたいこと。

5. 「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組の実施状況についてのフォローアップ

総務省では、令和元年度の地方公共団体における「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組の実施結果等についてフォローアップを行う予定であるので、留意いただきたいこと。